

災害時における妊産婦等支援活動等の連携に関する基本協定

江戸川区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都助産師会江戸川地区分会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行う際に乙の協力を得ることにより、妊産婦等支援活動の円滑化を図ることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において協力するものとする。

（1）妊産婦等に対する心身のケアの実施

（2）その他甲乙協議の上、必要と認められる業務

（覚書の締結）

第3条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、別に覚書等により定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区南葛西六丁目27番4号
公益社団法人東京都助産師会江戸川地区分会

会 長 板橋 知子